

青梅市における強化対策地区のウメ輪紋ウイルス対策の見直しおよび再植栽地区の拡大について			
	対策の項目	これまでの対策の内容	見直しの内容
1	移動制限	防除区域からの宿主植物の移動は原則禁止	継続
2	再植栽の自粛要請	強化対策事業(年3回の感染状況調査、感染樹の伐採、年2回のアブラムシ防除)の実施とその効果が対策検討会において適切になされたと確認された場合には、再植栽の自粛を求めない	植物防疫官が適切と認める方法でアブラムシ防除が行われる場合には、再植栽の自粛を求めない (防除が適切に行われると認められない場合には自粛を要請)
3	感染状況の調査	全ての宿主植物の病徴の有無を調査(年3回)	継続
4	感染樹の伐採・廃棄	感染樹及び周辺の宿主植物を伐採・廃棄	感染樹のみ伐採・廃棄を継続
5	アブラムシの防除	アブラムシ防除(春季・秋季年2回)	継続

※1 強化対策地区1…梅郷、和田町の全域

強化対策地区2…柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、畑中3丁目および日向和田2丁目の一部と3丁目

強化対策地区3…柚木町2・3丁目の一部、二俣尾3丁目と4丁目の一部、畑中1・2丁目の一部および日向和田1丁目と2丁目の一部

※2 強化対策地区以外の防除区域内では、園地を抽出して調査を実施し、感染が確認された場合には伐採・廃棄を実施。